

箕面市立萱野東小学校

エレベーター保守点検業務委託仕様書
(日本エレベーター製造)

P . O . G

機械室なしエレベーター点検（消耗部品含）仕様書

エレベーターの正常な運転機能を維持するため、技術員による計画的かつ適切な点検を行い、受託者が必要と判定した場合は整備、調整を行うこと。

1. 保守点検業務対象

・箕面市立萱野東小学校

機械室なしロープ式エレベーター 1台

用 途：乗用

積載質量：900kg（13名）

停止箇所：4停止

速 度：45m／分

制御方式：インバータ制御

付加仕様：車椅子仕様、音声合成装置、地震時管制運転装置、停電時自動着床装置、
火災時管制運転装置

設置年度：平成14年12月

2. 定期点検および整備

- (1) 定期的に毎月1回の技術員による巡回点検を行い、エレベーター各部機構の全般的な点検、給油、調整、検査を行う。また運転状態における性能を総合的に判定し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置をとること。
- (2) 点検、整備の箇所・機器、内容は別添「建築保全業務共通仕様書 P156 7.2.4 エレベーター点検共通事項」によるものとする。
- (3) 点検・整備を実施した時は「作業報告書」を提出すること。

3. 異常監視・直接通話

- (1) 対象設備について次の異常が発生した時は、監視装置からの異常通報に基づき、ただちに技術者を派遣して、適切な処置をおこなうものとする。
 - ①閉じ込め故障 ②使用不能故障 ③着床不良 ④戸開閉不良
 - ⑤制御盤停電 ⑥監視装置停電 ⑦制御関係機器温度異常 ⑧地震発生時

- (2) 異常発生時にはエレベーターかご内と受託者の管制センター又はサービス拠点との間で直接通話ができるように対応すること。

4. 検査立会い

建築基準法に基づく定期検査に立ち会うこと。

5. 調整・注油

- (1) 電動巻上機、調速機、受電盤、制御盤
- (2) 各種ワイヤーロープ、リミットスイッチ及びファイナルリミットスイッチ、レール、ウェート
- (3) 各階扉装置、ドアロックスイッチ、インジケータ、押ボタン
- (4) 扉開閉装置、ガイドシュー、ランディングスイッチ、ロック外し装置、非常止め、セフティーシュー、かご内操作盤等、かご関係可動各部

6. 消耗部品

- (1) リレー用フィンガー、コンタクト、リード線
- (2) プラグインリレー
- (3) 扉開閉用電動機カーボン刷子
- (4) 信号用電球 (24V)
- (5) リミットスイッチ接点、ファイナルリミットスイッチ接点、ドアスイッチ接点
- (6) 油脂類 (ギア油は補充用)
- (7) ウェス
- (8) 各種ヒューズ
- (9) かご内照明用蛍光灯

7. 除外項目

- (1) 夜間、休日及び土曜日の作業
- (2) 遠隔地の場合の出張費用
- (3) 建築基準法による定期検査料、労働基準法・人事院規則による性能検査料

	かご下機器	かご下ガイドシュールローラー取替え	○	○	○	
		かご下プーリベアリング取替え (注)	○	○	○	
		軸受グリスアップ (注)	○	○	○	○
	緩衝器	油入り緩衝器油取替え (注)	○		○	
		油入り緩衝器油補充 (注)	○		○	
		ピット点検用照明ランプ交換	○	○	○	○
付加装置 (注)	地震時管制運転装置	感知器取替え	○	○	○	
	停電時自動着床装置	リレー取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	火災時管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
	自家発管制運転装置	リレー取替え	○	○	○	
	監視盤	表示ランプ交換	○	○	○	○
	オートアナウンス装置	本体取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	故障自動通報システム	本体取替え	○	○	○	
		バッテリー取替え	○	○	○	
	マルチビームドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
	超音波ドアセンサー	本体取替え	○	○	○	
	かご内防犯カメラ	カメラ本体取替え	○	○		
		録画装置取替え	○	○		
	かご内クーラー	フィルター取替え	○	○		
		冷媒補充、取替え	○	○		

(注) 当該装置がある場合に限る。

7.2.3 故障時等の対応

受注者は、24 時間出動体制を整え、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。なお、故障、災害等により、エレベーターに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

7.2.4 点検共通事項

(a) エレベーターの点検項目及び点検内容は、表 7.2.4(a) による。

表 7.2.4(a) エレベーターの種類と点検項目及び点検内容

エレベーターの種類	点検項目及び点検内容
ロープ式エレベーター (マイコン制御)	表 7.2.5
ロープ式エレベーター (リレー制御)	表 7.2.6
機械室なしエレベーター	表 7.2.7
油圧式エレベーター	表 7.2.9

(b) 建築基準法に規定する非常用エレベーターに該当する場合は、表 7.2.5 又は 7.2.6 に加え、表 7.2.8 を適用する。

(c) 表 7.2.5 から表 7.2.9 までの点検周期は、現地で直接、専門技術者が点検する場合を示す。

(d)遠隔監視を適用する場合は、特記による。

(e)遠隔点検を適用する場合は、特記による。

なお、装置による点検箇所及び点検項目は、表 7.2.4(b)による。

表 7.2.4(b) 遠隔点検箇所及び点検項目

機械室	・室内又は制御盤内の温度の良否 ・主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤の作動の良否 ・電磁ブレーキの異常の有無 ・電動機の作動の良否
かご内	・加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無 ・かごの戸のスイッチの作動の良否 ・戸の開閉装置の状態の良否 ・外部への連絡装置（電話回線を使用している場合は回線）の異常の有無 ・かご内の操作盤の作動の良否
かご周り・昇降路	・乗場の戸の開閉状態及び開閉時間の良否 ・着床装置の作動の良否 ・乗場ボタンの作動の良否 ・ドアインターロックスイッチ作動の良否

7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

(a) ロープ式エレベーター（マイコン制御）の点検項目及び点検内容は、表 7.2.5 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。なお、適用は表単位で同一の周期とする。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1)（高稼働）：高稼働運転を行うエレベーター

(2)（人事院）：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター（(b) (1)に加えて適用する）

表 7.2.5 ロープ式エレベーター（マイコン制御）

点 検 項 目	点 検 内 容	周期 A	周期 B	備 考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否を点検する。	1 M	3 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1 M	3 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	3 M	

c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
d. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
e. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジヤーの作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	③ プランジヤーストロックを点検し、その良否を確認する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
f. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
g. 電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)

h. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	(高稼働: 6 M)
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
i. つり合いおもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	(高稼働: 6 M)
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
k. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
m. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチ	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良	1 Y	1 Y	

エーン	否を点検する。			
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	

【車いす兼用の 場合に限る】	② 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の 場合の修理
v. 鏡及び手すり 【車いす兼用の 場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
3. かごの周囲・昇 降路				
a. かごの上部の 外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 救出ロスイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y	1 Y	
d. リタイアリング カム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. かご上安全ス イッチ及び運 転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. かごつり車及 びおもりのつ り車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	

g. ガイドシュー 又はローラー ガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
h. 主索及び調速 機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
i. ガイドレール 及びブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. つり合いおも り	取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
l. つり合いおも りの非常止め 装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
m. 上部ファイナ ルリミットス イッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
n. 誘導板及びリ ミットスイッ チ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱 及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
p. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
r. 終端階強制減 速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
s. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	1 Y 6 M	1 Y 6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去

	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	※亀裂又は損傷がある場合の精密調査
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	(人事院：1 M)
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及、劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	6 M 6 M 1 Y	6 M 6 M 1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する ③ ピット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
i. つり合いロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置				
a. 中央監視盤	① 表示灯の球切れの有無を点検する。 ② スイッチの作動の良否を点検する。 ③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	1 M 1 Y 1 M	3 M 1 Y 3 M	
b. 地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
d. 自家発時管制	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	

運転装置			
e. 停電時救出運転装置	① 作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
	② バッテリー液に不足がないことを確認する。	3 M	3 M
f. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
g. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
h. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
i. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
j. 自動診断仮復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
k. オートアナウンス装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M
l. 遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y
m. 超音波ドアセフティ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M
n. マルチビームドアセフティ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M
o. 乗場戸遮煙構造	遮煙構造の機能を確認する。	1 Y	1 Y
p. 戸開走行保護装置	戸開走行保護装置 (UCMP) の点検をする。	1 Y	1 Y
7. 群管理運転装置			
a. 運行状態	運行の異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y
b. 制御盤及び信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・制御回路 ・信号回路	1 Y	1 Y
	④ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	⑤ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y
	⑥ 冷却ファンの回転の良否を点検する。	1 Y	1 Y
	⑦ 管理時計の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y

7.2.6 ロープ式エレベーター（リレー制御）

(a) ロープ式エレベーター（リレー制御）の点検項目、点検内容及び点検周期は、表 7.2.6 による。

(b) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター

表 7.2.6 ロープ式エレベーター (リレー制御)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 機械室			
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	
	② 室内又は制御盤の温度の良否を点検する。	1 M	
	③ 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。	1 M	
	④ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	
c. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	
	⑦ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	
d. 階床選択機	① スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。	1 M	
	② 作動の良否を点検する。	1 M	
	③ 固定・可動接触子の磨耗の有無を点検する。	1 M	
	④ 補正装置カムの磨耗の有無を点検する。	6 M	
	⑤ 各スイッチ接点の磨耗の有無を点検する。	6 M	
	⑥ 先行モーターの作動の良否を点検する。	6 M	
	⑦ スチールテープ切断スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
	⑧ 減速器ギヤ歯当りの良否を点検する。	1 Y	
	⑨ 駆動チェーンのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	6 M	
	⑩ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	⑪ 移動ケーブルの取付け状態の良否、損傷等の有無を点検する。	6 M	
e. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	

f. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニングの摩耗の有無を点検する。	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	(高稼働：6 M)
g. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	② 回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	③ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
h. 電動機及び電動発電機	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	
	③ 電動機スリップリング、コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	④ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータ回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	⑤ 電動機用冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	1 M	
	⑥ 発電機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	(高稼働：3 M)
	⑦ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
i. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
j. つり合いおもり側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	(高稼働：6 M)
k. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	※措置不良の場合の修理
l. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
m. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 正しく機能していることを確認する。	6 M	

n. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1 Y	
2. かご			
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	6 M	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 作動の良否を点検する。	1 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。	1 M	
	② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。	1 M	
	② 装置の異常の有無を点検する。	1 M	
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。	1 M	
	② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。	1 M	
	② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。	1 M	
	② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 Y	

q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
u. 専用操作盤	① 取付け状態の良否を点検する。	1 M	※調整不能の場合の修理
【車いす兼用の場合に限る】	② 作動の良否を点検する。	1 M	
v. 鏡及び手すり	取付け状態の良否を点検する。	1 M	
【車いす兼用の場合に限る】			
w 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	
3. かごの周囲・昇降路			
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。	6 M	
	② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。	1 M	
	② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
	③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。	1 Y	
	④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。	1 Y	
	⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	
	⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。	1 Y	
	⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	
f. 階床選択機スチールテープ	① 切断検出スイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	
	② スチールテープのき裂の有無を点検する。	1 Y	
g. かごつり車及びおもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実	1 Y	

h. ガイドシュ ー又はローラ ーガイド	施する。 取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	
i. 主索及び調 速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割 ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを 点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
j. ガイドレール 及びブラケッ ト	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	
k. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まら ないことを確認する。	1 Y	
l. つり合いおも り	取付け状態の良否を点検する。	6 M	
m. つり合いおも りの非常止め 装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	
n. 上部ファイナ ルリミットス イッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
o. 誘導板及びリ ミットスイッ チ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
p. 中間つなぎ箱 及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。 ② 昇降機に直接関係のない配管配線がないこと を確認する。	1 Y 1 Y	
q. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	
r. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。 ② 油量の適否を点検する。	6 M 6 M	
s. 終端階強制減 速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
t. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良 否を点検する。 ② エレベーターに係る設備以外のものの有無を 点検する。 ③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検す る。 ④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路 内の壁、機器と接触しない措置が施されているこ とを確認する。	1 Y 6 M 1 Y 1 Y	※エレベーター に係る設備以 外のものがあ る場合の撤去 ※亀裂又は損傷 がある場合の 精密調査 ※接触の恐れが ある場合の修 理
4. 乗場			
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	

b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。	1 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	
j. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	
5. ピット			
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	
d. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形及び劣化の有無並びに巻取りの良否を点検する。	1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6 M	
	③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を確認する。	1 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する	1 Y	
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	

g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	
	② 作動の良否を点検する。	6 M	
i. つり合いロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否並びにさび、摩耗、破断及び劣化の有無を点検する。	1 Y	
j. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	
k. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	
1. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	
6. 付加装置			
a. 中央監視盤	① 表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	
	② スwitchの作動の良否を点検する。	1 Y	
	③ 連絡装置の呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	1 M	
b. 地震時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
c. 火災時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
d. 自家発時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
e. 停電時救出運転装置	① 作動の良否を点検する。	1 Y	
	② バッテリー液に不足がないことを確認する。	3 M	
f. ピット冠水時管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
g. 閉じ込め時リスタート運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
h. 長尺物振れ管制運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
i. 緊急地震速報連動運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
j. 自動診断仮復旧運転装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
k. オートアナウンス装置	作動の良否を点検する。	1 M	
1. 遠隔監視装置	作動の良否を点検する。	1 Y	
m. 超音波ドアセフティ	作動の良否を点検する。	1 M	

n. マルチビーム ドアセフティ	作動の良否を点検する。	1 M
o. 乗場戸遮煙構造	遮煙構造の機能を確認する。	1 Y
p. 戸開走行保護 装置	戸開走行保護装置（UCMP）の点検をする。	1 Y
7. 群管理運転装置		
a. 運行状態	運行の異常の有無を点検する。	1 Y
b. 制御盤及び信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・制御回路 ・信号回路	1 Y
	④ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	1 Y
	⑤ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y
	⑥ 冷却ファンの回転の良否を点検する。	1 Y
	⑦ 管理時計の作動の良否を点検する。	1 Y

7.2.7 機械室なしエレベーター

(a) 機械室なしエレベーターの点検項目及び点検内容は、表 7.2.7 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則若しくは労働安全衛生法の適用を受ける場合、又は(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b) (1) に加えて適用する)

表 7.2.7 機械室なしエレベーター

点検項目	点 検 内 容	周期 A	周期 B	備 考
1. 機器類				
a. 主開閉器・受 電盤・制御 盤・起動盤・ 信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	

b. 制御盤カバー スイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
c. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。	1 M	3 M	
	② 歯当りの良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
d. 電磁ブレーキ	① スリップの異常の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	③ プランジャーストロークを点検し、その良否を確認する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	④ ブレーキスイッチ接点の脱落、荒損及び摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑤ ブレーキライニング摩耗の有無を点検する	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
	⑥ 制動力をチェックし、その良否を確認する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ、パイロットゼネレータの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
f. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)・
g. つり合いおも り側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y	
	④ エンコーダの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	(高稼働：6 M)
h. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理

i. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 ③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M 1 Y 3 M	3 M 1 Y 3 M	
d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
1. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否、汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交

p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	換
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベーターに限る)との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 専用操作盤 【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	※調整不能の場合の修理
v. 鏡及び手すり 【車いす兼用の場合に限る】	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
w. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
3. かごの周囲及び昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
e. おもりのつり車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	

	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 破断の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	6 M	6 M	
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。	1 M	6 M	
	② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	
k. つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
l. つり合いおもりの非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
m. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否を点検する。	6 M	6 M	(人事院：1 M)
n. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M	6 M	
o. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
p. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
q. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y	1 Y	

r. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
s. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。	6 M	6 M	
	② 油量の適否を点検する。	6 M	6 M	
t. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去
	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	※亀裂又は損傷がある場合の精密調査
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュアー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗及び取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
k. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	※漏水がある場合の精密調査

	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	及び修理 ※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	(人事院：1 M)
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。 ③ 油入式の場合は、作動油の油量の適否を点検する。	6 M 6 M 1 Y	6 M 6 M 1 Y	
f. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を点検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③ ピット床面との隙間の適否を点検する。 ④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y	
g. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否及び損傷、劣化の有無を点検する。	1 Y 1 Y	1 Y 1 Y	
h. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
i. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
j. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
k. ピット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
l. つり合いロープ(鎖)及び取付部	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断、劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
m. つり合いおもり底部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階	1 Y	1 Y	

n. 耐震対策	に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」6. 付加装置の当該事項による。			
7. 群管理運転装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 群管理運転装置の当該事項による。			

7.2.8 非常用エレベーター

非常用エレベーターの点検項目及び点検内容は、表 7.2.5 又は表 7.2.6 のほか、表 7.2.8 による。

表 7.2.8 非常用エレベーター

点検項目	点 検 内 容	周期	備 考
1. かご呼戻装置	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことを確認する。	1 Y	
2. 一次・消防運転	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことを確認する。	1 Y	
3. 非常標識・表示灯	表示及び点灯の良否を点検する。	1 Y	
4. 予備電源	異常の有無を点検する。	1 Y	※異常がある場合の精密調査
5. かご上の電気設備	① かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否を点検する。	1 Y	※水がある場合の除去又は精密調査
	② 電線管、ボックス等の内部の水の有無を点検する。	1 Y	※水がある場合の除去又は精密調査
6. ピット			
a. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることを確認する。	1 Y	
b. 環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことを確認する。	3 M	
7. 中央監視室			
a. 中央監視盤	スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否を点検する。	1 Y	
b. 中央監視室との連絡装置	呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	3 M	

7.2.9 油圧式エレベーター

(a) 油圧式エレベーターの点検項目及び点検内容は、表 7.2.9 による。

(b) 周期 A 又は周期 B の適用は、特記による。

(1) 周期 A：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受ける場合、若しくは(2)以外の場合。

(2) 周期 B：遠隔点検により現地の点検頻度を軽減する場合

(c) 備考欄の()内は、次の条件にあるエレベーターにおける当該点検内容の点検周期を示し、適用は特記による。

(1) (高稼働)と表記：高稼働運転を行うエレベーター

(2) (人事院)と表記：人事院規則又は労働安全衛生法の適用を受けるエレベーター ((b) (1) に加えて適用する)

表 7.2.9 油圧式エレベーター

点 検 項 目	点 検 内 容	周期 A	周期 B	備 考
1. 機械室				
a. 機械室への通行	① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 出入口扉の施錠の良否を確認する。	1 M	3 M	
b. 室内環境	① 室内清掃及びエレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。	1 M	3 M	
	② 室内又は制御盤内の温度の良否を点検する。	1 M	3 M	
	③ エレベーターに係る設備以外のものの有無を確認する。	3 M	3 M	
c. 消火器等	① 出入口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。	1 Y	1 Y	
	② 火気厳禁の表示の有無を確認する。	1 Y	1 Y	※表示が適当でない場合は交換
d. 主開閉器・受電盤・制御盤・起動盤・信号盤	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路	1 Y	1 Y	
	④ 主開閉器の操作及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
	⑤ 電磁接触器の接点摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	(高稼働：3 M)
	⑥ 制御盤内の清掃を実施する。	1 Y	1 Y	
	⑦ プリント板の汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. 電動機	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 異常音、異常振動及び異常温度の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 電動機エンコーダ及びパイロットゼネレータの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	

f. パワーユニット	④ 電動機用冷却ファンの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	※汚れが著しい場合の油交換
	⑤ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
	① 圧力計の指示値が正常であることを確認する。	1 M	3 M	
	② ポンプの油漏れ及び異常音、異常振動等の有無を点検する。	1 M	3 M	
	③ 駆動ベルトの張力の良否を点検する。	6 M	6 M	
	④ 油圧タンク油量の適否及び油漏れの有無を点検する。	3 M	3 M	
	⑤ 油圧タンク内油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑥ 油圧タンクの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑦ 安全弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑧ 逆止弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑨ 手動下降弁の作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑩ 油フィルターの汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑪ 電磁バルブの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	⑫ オイルクーラー用冷却ファンの回転状態及び冷却効果の異常の有無を点検する。	6 M	6 M	
	⑬ 水冷クーラー用冷却水量の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑭ 油圧流量コントロールモーターの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	⑮ 油圧流量コントロール装置カムスイッチ接点の磨耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 圧力配管	① 油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	1 Y	1 Y	※措置不良の場合の修理
h. 高圧ゴムホース	② 圧力配管の固定状態を点検する。	1 Y	1 Y	
	油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	3 M	3 M	
i. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。	1 Y	1 Y	
j. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
2. かご				
a. 運行状態	加速・減速の良否並びに着床段差及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび及び腐食による劣化の有無を点検する。	1 M	3 M	
c. かごの戸及び敷居	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3 M	3 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	

d. かごの戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。 ② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
e. かごの戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
f. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
g. かごの戸のスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 1 M	6 M 3 M	
h. 戸閉め安全装置	① 戸の反転動作機能の良否を点検する。 ② ケーブルの取付け状態及び損傷の有無を点検する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
i. かご操作盤	① 作動の良否を点検する。 ② 取付け状態の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
j. かご内位置表示灯	球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
k. 外部への連絡装置	① 呼出し及び通話の良否を点検する。 ② 装置の異常の有無を点検する。 ③ 電話回線を使用している場合は、電話回線の異常の有無を点検する。	1 M 1 M —	3 M 3 M 3 M	
l. 照明	① 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 ② 照明カバーの取付け状態の良否及び汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
m. 換気扇及びファン	① 回転状態の作動の良否を点検する。 ② ルーバーの汚れの有無を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
n. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
o. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	1 M	3 M	※表示が適用でない場合の交換
p. 停電灯装置	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1 M 1 Y	3 M 1 Y	
q. 各階強制停止装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
r. かご床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁（乗用又は寝台用のエレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1 Y	1 Y	※異常がある場合の精密調査及び修理
s. 光電装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
t. 専用操作盤【車いす兼用の場合に限る】	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	1 M 1 M	3 M 3 M	
u. 鏡及び手すり	取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	※調整不能の場合

【車いす兼用の場合に限る】				合の修理
v. 床合せ補正装置	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	1 M	3 M	
w. ドアゾーン行過ぎ制限装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
3. かごの周囲・昇降路				
a. かごの上部の外観	汚れの有無を点検する。	1 M	3 M	
b. 非常救出口	① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
c. 戸の開閉装置	① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③ 軸受の異常音及び異常温度の有無を点検する。 ④ 駆動チェーン・ベルトのテンション及び伸びの異常の有無を点検する。 ⑤ 電動機コンミュテータ、カーボンブラシの荒損及び摩耗の有無を点検する。 ⑥ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。 ⑦ ギヤーオイル・グリースの漏れ及び劣化の状態を点検する。 ⑧ 各スイッチ接点の摩耗の有無を点検する。 ⑨ 制御抵抗管の状態を点検する。	1 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	3 M 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
e. かご上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
g. 主索及び調速機ロープ	① 摩耗及びさびの有無を点検する。 ② 破断の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。 ④ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	1 Y 1 Y 1 Y 6 M	(人事院：1 M)
h. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ガイドレール及びブラケット	① 取付け状態の良否を点検する。 ② さび、変形及び摩耗の有無を点検する。	1 M 1 Y	6 M 1 Y	
j. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1 Y	1 Y	

k. 上部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	(人事院：1 M)
	② 作動の良否を点検する。	6 M	6 M	(人事院：1 M)
l. 頂部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M	6 M	
m. 頂部綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
n. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
o. 中間つなぎ箱及び配管	① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
p. 着床装置	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
q. 給油器	① 給油機能の状態を点検する。	6 M	6 M	
	② 油量の適否を点検する。	6 M	6 M	
r. 油圧シリンダー及びプランジャー	① 取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
【間接式に限る】	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
s. プランジャー離脱防止装置	① 作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
【間接式に限る】	② かごを最上階より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部すき間が規定値以上であることを確認する。	1 Y	1 Y	
	③ プランジャーリミットスイッチの作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
t. プランジャー頂部綱車【間接式に限る】	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y	
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y	
u. 昇降路	① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	※エレベーターに係る設備以外のものが有

	③ 昇降路の亀裂、損傷及び汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y	※亀裂又は損傷がある場合の精密調査 ※接触の恐れがある場合の修理
	④ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	
4. 乗場				
a. 乗場ボタン	① 乗場呼びの作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	1 M	3 M	
b. 位置表示灯	表示灯の球切れの有無を点検する。	1 M	3 M	
c. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. 乗場の戸及び敷居	① ドアシュアー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6 M	6 M	
	② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y	
	③ ビジョンガラスの汚れの有無を点検する。	3 M	3 M	
e. ドアインターロックスイッチ	① 作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
	② 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
f. ドアクローザー	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6 M	6 M	
g. 乗場の戸ハンガーローラ	① 取付け状態及び作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
	② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	1 Y	1 Y	
h. 乗場の戸連動ロープ及びチェーン	連動ロープ、チェーンのテンション状態及び破断、摩耗並びに取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
i. ドアレール	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M	
	② 摩耗及びさびの有無を点検する。	6 M	6 M	
j. 光電装置など	作動の良否を点検する。	1 M	3 M	
5. ピット				
a. 環境状況	① 漏水の有無を点検する。	1 M	3 M	※漏水がある場合の精密調査及び修理 ※汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものが有る場合の清掃又は撤去
	② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6 M	6 M	
b. 保守用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1 Y	1 Y	
c. 非常止め装置	① 取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y	(人事院：1 M)
	② 非常止め装置に異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y	
d. かご下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有	1 Y	1 Y	

	無を点検する。		
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y
e. 緩衝器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M
	② スプリングのさびの有無を点検する。	6 M	6 M
f. かごと緩衝器との距離	かごと最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準内であることを確認する。	1 Y	1 Y
g. 油圧シリンダー	① 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y
【直接式に限る】	② グランド部汚れ及び油戻しホースの取付け状態の良否を点検する。	1 Y	1 Y
h. 油圧シリンダー下綱車	① 回転時に軸受の異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 Y	1 Y
【間接式に限る】	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	③ 取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y
i. 油戻し装置	① 油漏れの有無及び作動の良否を点検する。	6 M	6 M
	② 油フィルターの汚れの有無を点検する。	1 Y	1 Y
j. ガバナロープ用及びその他の張り車	① 走行中に、異常音の有無を点検する。	1 M	3 M
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	③ ピット床面との隙間の適否を点検する。	1 Y	1 Y
	④ 各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y
k. かご側調速機	① 異常音及び異常振動の有無を点検する。	1 M	3 M
	② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。	1 Y	1 Y
	④ 間接式の場合は、エンコーダの回転状態の異常の有無を点検する。	1 Y	1 Y
	⑤ 間接式の場合は、各すべり軸受又は転がり軸受部への給油を実施する。	1 Y	1 Y
l. かご速度検出器	① 取付け状態の良否を点検する。	6 M	6 M
	② 正しく機能していることを確認する。	6 M	6 M
m. 移動ケーブル	① かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1 Y	1 Y
	② 取付け状態の良否並びに損傷及び劣化の有無を点検する。	1 Y	1 Y

n. 下部ファイナルリミットスイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。	6 M 6 M	6 M 6 M	(人事院：1 M) (人事院：1 M)
o. 底部安全距離確保スイッチ	① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動させた場合に、頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	6 M 6 M	6 M 6 M	
p. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1 Y	1 Y	※接触の恐れがある場合の修理
6. 付加装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」6. 付加装置の当該事項による。			
7. 群管理運転装置	表 7.2.5「ロープ式エレベーター（マイコン制御）」7. 群管理運転装置の当該事項による。			

第 3 節 エスカレーター

7.3.1 適用

(a) 本節の仕様に含まれる業務

建築基準法第 8 条、官公庁施設の建設等に関する法律第 11 条及び昇降機の維持及び運行の管理に関する指針(平成 5 年住防発第 17 号)に基づく定期的な保守及び点検。

(b) 本節の仕様に含まれない業務

建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査及び建築基準法第 12 条第 4 項に基づく定期点検。これらの検査等が必要な場合は、特記による。

(c) 本節は、次のエスカレーターには適用しない。

(1) エスカレーターの種類

車いす使用者用(車いす用ステップ付き)エスカレーター、螺旋形エスカレーター、中間部水平部付エスカレーター、動く歩道（ベルト式）等、構造上特殊なエスカレーター

(2) 特殊用途

防滴、防塵、防爆等、用途上又は構造上特殊なエスカレーター

(3) 特殊環境

高温、低温、多湿、塩害、ガス害、屋外等、特殊な環境に設置されたエスカレーター

7.3.2 修理、取替え、交換等

(a) 修理、取替え、交換等の範囲は、次のとおりとする。

(1) 修理、取替え及び交換等の範囲は、エスカレーターを通常使用する場合に生ずる摩耗及び損傷に限る。

(2) 発注者及び使用者による不注意、不適当な使用及び管理等、受注者の責によらない事由によって生じた修理、取替え、交換等は除く。

(3) 表 7.3.4 の備考欄に※印を記した精密調査、修理等は除く。